

平成30年度文部科学省税制改正要望事項

平成29年8月

※前年に引き続き要望するもの

1. 教育、科学技術イノベーション関係

- | | |
|--|--------|
| (1) 独立行政法人日本学生支援機構に係る指定寄附金の給付型奨学金への対象拡充 | 【法人税等】 |
| (2) 私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化 | 【所得税等】 |
| (3) 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等
(内閣府との共同要望) | 【所得税等】 |

2. スポーツ関係

- | | |
|---|----------------|
| (1) ゴルフ場利用税の廃止 | 【ゴルフ場利用税】
※ |
| (2) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とし、たばこ税の税率の引上げ
(厚生労働省との共同要望) | 【たばこ税等】
※ |
| (3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置 | 【所得税等】
※ |
| (4) 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置 | 【法人税等】
※ |
| (5) 引退後のアスリートに対する経済的支援に係る税制上の所要の措置 | 【所得税等】 |

3. 文化関係

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設 | 【相続税、贈与税】 |
| (2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設 | 【固定資産税等】 |

2. スポーツ関係

(1) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】

国民スポーツ、生涯スポーツとして国民に広く親しまれ、また、2016年リオデジャネイロオリンピックから正式競技となったゴルフをプレーする際に課税される **ゴルフ場利用税** を廃止する。これにより、多種多様なスポーツの中で唯一ゴルフのみが課税されている現状を解消し、生涯スポーツ社会の実現に寄与する。

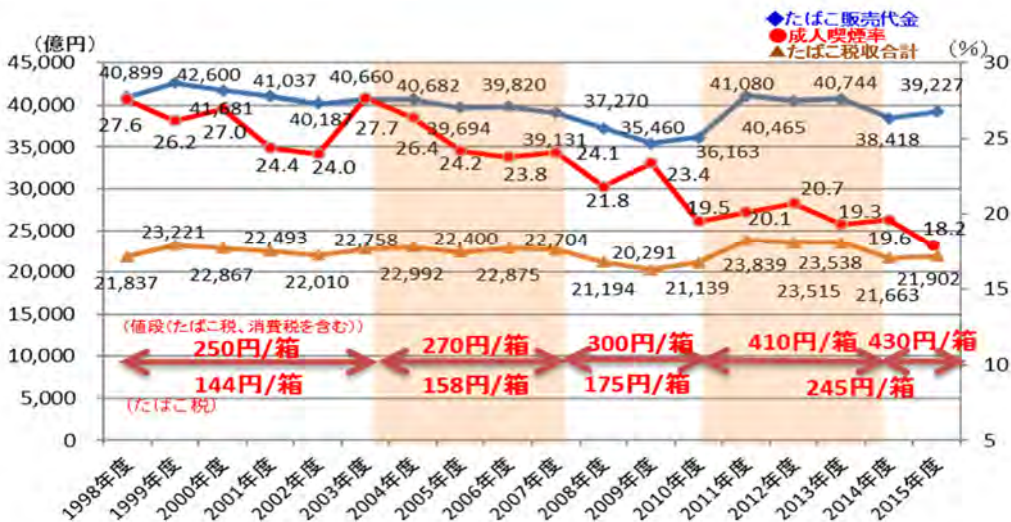


※現状、18歳未満の者、70歳以上の者、障害者がゴルフ場を利用する場合等には非課税となっている。

(2) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ(厚生労働省との共同要望)【たばこ税等】

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約(FCTC)」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていること、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてスポーツによる健康増進を図るにあたり、たばこの消費抑制がその基盤となること、また、青少年による喫煙の防止にも貢献すること等を踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、**たばこ税の税率の引上げ**を行う。

○たばこ税の税収等の推移



参考 WHOとIOCとの合意(2010年7月21日ローザンヌ)

世界保健機関(WHO)と国際オリンピック委員会(IOC)は、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、すべての人々のためのスポーツ、**たばこのないオリンピック**及び子どもの肥満を予防することを**共同で推進することについて合意**した。